

○嘉手納町小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施規則

令和6年3月26日

規則第14号

(目的)

第1条 この規則は、小児慢性特定疾病対策等総合支援事業実施要綱（平成29年5月30日健発0530第12号厚生労働省健康局長通知別紙）に基づき、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る在宅の小児慢性特定疾病児童等（以下「小児慢性特定疾病児童等」という。）に対し、日常生活用具（以下「用具」という。）を給付する嘉手納町小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業（以下「事業」という。）を実施することにより、日常生活の便宜を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、嘉手納町とする。

(用具の種目及び給付の対象者)

第3条 給付の対象となる用具の種目は、別表第1の種目の欄に掲げる用具とし、その用具の給付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、本町に住所を有する同表の対象者の欄に掲げる小児慢性特定疾病児童等とする。ただし、小児慢性特定疾病に係る施策以外の児童福祉法による施策及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による施策の対象となる者は除くものとする。

(給付の申請)

第4条 用具の給付を受けようとする18歳未満の対象者の保護者又は18歳以上の対象者本人（以下「申請者」という。）は、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付意見書（様式第2号）
- (2) 対象者（対象者が18歳未満の場合は、扶養義務者（別表第2備考2（2）イに規定する扶養義務者をいう。））（以下「対象者等」という。）の町民税課税証明書
- (3) 対象者の属する世帯の住民票謄本
- (4) 給付を受けようとする用具の見積書
- (5) 小児慢性特定疾病医療受給者証の写し

(6) その他町長が必要と認めるもの

- 2 この規則により既に用具の給付を受け、別表第1の耐用年数の欄に掲げる年数を経過していない当該用具を有する者は、同じ種目の用具については、前項の申請をすることができない。ただし、町長が認めた場合はその限りでない。
- 3 町長は、第1項の規定にかかわらず、同項第2号及び第3号の書類について、申請書の同意を得て、町の公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

(給付の決定及び通知)

第5条 町長は、申請書を受理したときは、当該対象者の身体の状況、介護の状況、経済状況等を実地調査し、速やかに小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付調査書（様式第3号）を作成するものとする。

- 2 町長は、内容を審査の上、用具を給付することを決定したときは、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知し、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付券（様式第5号）（以下「給付券」という。）を交付するものとする。
- 3 町長は、前項の審査により用具を給付することに却下の決定をしたときは、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付却下決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

(用具の給付の実施)

第6条 町長は、用具の給付を行う場合には、用具の製作又は販売を業とする者（以下「業者」という。）に委託して行うものとする。

- 2 町長は、業者の選定に当たっては、低廉な価格で良質かつ適切な用具が確保できるよう経営規模、地理的条件及びアフターサービスの可能性等を十分勘案の上決定するものとする。

(費用の負担及び支払)

第7条 対象者等は、用具の給付を受けたときは、その収入の状況に応じて用具の給付に要する費用の一部を負担するものとする。

- 2 前項の規定により対象者等が負担する額の基準は、別表第2に定める額とする。複数の用具の給付を受けている者についても、用具の数にかかわらず同様とする。

- 3 対象者等は、給付を受ける用具の価格が別表第1に掲げる基準額を超えるときは、前項の負担額に加えて、当該用具の価格と当該基準額との差額を負担するものとする。
- 4 対象者等は、用具を納入する業者に対し給付券を添えて、前2項の規定により負担することとされている額を当該業者に支払うものとする。
- 5 町長は、用具を納入した業者から請求があったときは、給付に必要な用具の購入に要した額から前項の規定により対象者等が直接業者に支払った額を減じた額を支払うものとする。
- 6 前項の規定による費用の請求は、給付券を添付して行うものとする。

(用具の管理)

第8条 用具の給付を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、又は担保に供してはならないものとする。

- 2 町長は、用具の給付を受けた者が前項の規定に違反したときは、当該給付に要した公費負担額の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(給付台帳の整備)

第9条 町長は、用具の給付の状況を明確にするための小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付台帳(様式第7号)を整備するものとする。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年12月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

種目	対象者	性能等	基準額 (上限額)	耐用年 数
便器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児童等が容易に使用し得るもの。(手すりをつけることが出来る。)	4,900円	8年
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	21,560円	5年
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	166,320円	8年
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	169,400円	8年
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有すること ア 小児慢性特定疾病児童等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの	66,000円	8年
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使	99,000円	8年

		用し得るもの		
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	73,700円	5年
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	16,500円	5年
車椅子	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童等の身体機能を十分に踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの	77,440円	5年
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者 (在宅以外(入院中又は施設入所)の者についても対象)	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	13,380円	3年
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	62,040円	5年
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節の出来るもの	22,000円	1年
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの	(月額) 3,465円	—
ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	39,600円	5年
パルスオキシ	人工呼吸器の装	呼吸状態を継続的にモニタリング	173,250円	5年

メーター	着が必要な者	することが可能な機能を有し、介助者が容易に使用し得るもの		
ストーマ装具 (蓄便袋)	人工肛門を造設した者（在宅以外（入院中又は施設入所）の者についても対象）	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	(月額) 9,460円	—
ストーマ装具 (蓄尿袋)	人工膀胱を造設した者（在宅以外（入院中又は施設入所）の者についても対象）	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	(月額) 12,430円	—
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要なもの	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	(月額) 10,725円	—
発電機（インバータ式）	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	120,000円	10年
ポータブル蓄電池			90,000円	5年
カーインバーター			30,000円	5年

備考

- 1 耐用年数内における同一種目用具の再給付は、原則行わないものとする。
- 2 給付後の用具について、点検・整備費、修理等の費用は、自己負担とする。

別表第2（第7条関係）

徴収基準額表

階層区分	世帯の階層（細）区分	徴収基準月額	加算基準月額	
A階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円	0円	
B階層	A階層を除き当該年度分の町民税非課税世帯	1,100円	110円	
C階層	A階層及びB階層を除き当該年度分の町民税均等割の額のみ課税世帯	2,250円	230円	
D階層	A階層、B階層及びC階層を除き当該年度分の町民税の課税世帯であって、その町民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割の年額 3,000円以下 D1階層 3,001～5,800円 D2階層 5,801～8,700円 D3階層 8,701～13,000円 D4階層 13,001～17,400円 D5階層 17,401～22,400円 D6階層 22,401～28,200円 D7階層 28,201～58,400円 D8階層 58,401～75,000円 D9階層 75,001～96,600円 D10階層 96,601～121,800円 D11階層 121,801～175,500円 D12階層 175,501～221,100円 D13階層 221,101～380,800円 D14階層 380,801～549,000円 D15階層	2,900円 3,450円 3,800円 4,250円 4,700円 5,500円 6,250円 8,100円 9,350円 11,550円 13,750円 17,850円 22,000円 26,150円 40,350円	290円 350円 380円 430円 470円 550円 630円 810円 940円 1,160円 1,380円 1,790円 2,200円 2,620円 4,040円

	549,001～579,000円	D16階層	42,500円	4,250円
	579,001～700,900円	D17階層	51,450円	5,150円
	700,901～849,000円	D18階層	61,250円	6,130円
	849,001～1,041,000円	D19階層	71,900円	7,190円
	1,041,001円以上	D20階層	全額	左の徴収基準月額の10%。 ただし、その額が8,560円に満たない場合は8,560円

備考

1 徴収月額の決定の特例

ア A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の対象者が、同時に別表第2の徴収基準額表の適用を受ける場合は、その月の徴収基準月額の最も多額な対象者以外の対象者については、同表に定める加算基準月額によりそれぞれ算定するものとする。

イ 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

ウ 対象者に民法（明治29年法律第89号）第877条に規定する当該対象者の扶養義務者がいないときは、徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、対象者本人に町民税が課税されている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。

2 世帯階層区分の認定

(1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該対象者の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に対象者を扶養しているもののうち、当該対象者の扶養義務者のすべてについて、その町民税等の課税の有無により行うものである。

(2) 認定の基礎となる用語の定義

ア 「対象者の属する世帯」とは、当該対象者と生計を一にする消費経済上の一単位を指すのであって、夫婦と対象者が同一家屋で生活している標準世帯は勿論のこと、父が農閑期で出稼ぎのため数か月別居している場合、病気治療のため一時土地の病院に入院している場合、父の職場の都合上他の土地で下宿し時々帰宅することを例としている場合等は、その父は対象者と同一世帯に属しているものとする。

イ 「扶養義務者」というのは、民法第877条に定められている直系血族（父母、祖父母、養父母等）、兄弟姉妹（ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いをしないものとする。）並びにそれ以外の三親等以内の親族（叔父、叔母等）で家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせるものである。ただし、対象者と世帯を一にしない扶養義務者については、現に対象者に対して扶養を履行している者の他は、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。

ウ 認定の基礎となるのは、

- I 所得税法（昭和40年法律第33号）
- II 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）
- III 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定

によって計算された地方税法により賦課される町民税（ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しない。）、生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付（以下「支援給付」という。）である。

- ・平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」（以下、本通知）の規定によって再計算しない取扱いを原則とする。

ただし、令和2年3月31日以前に日常生活用具の給付を受けている対象者等が属し、

その徴収基準月額算定にあたり本通知を適用していた世帯については、それまでに判定された階層区分から不利益な変更が生じることがないように、都道府県等の判断により、本通知の規定による調整方法を行うことにより経過措置を講じることも可能とする。

- ・指定都市に住所を有する者の町民税所得割を算定する場合には、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなし、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）第1条による改正前の地方税法に規定する個人住民税所得割の標準税率（6%）により算出された額を用いることとする。
- ・生活保護については、現在生活扶助、医療扶助等の保護を受けている事実、支援給付については支援給付を受けている事実、町民税については、当該年度の町民税の課税又は免除（地方税法第323条による免除。以下同じ。）の有無をもって認定の基準とする。
- ・当該年度の町民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前年度の町民税によることとする。

(3) 徴収基準額の適応時期

別表第2「徴収基準額表」の適用時期は、毎年7月1日を起点として取り扱うものとする。

3 徴収基準額表中、徴収基準額月欄に「全額」とあるのは、当該対象者の措置に要した費用について、市町村が徴収する額は、費用総額をこえないものであること。

4 徴収基準額の特例

災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えないものとする。

5 その他

令和2年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」（昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知）第4保育所徴収金（保育料）基準額表備考3（3）に準じて、B階層の対象世帯のうち、特に困窮していると市町村の長が認めた世帯についても、A階層と同様の取扱いとすること。

